

平成 29 年 4 月 1 日  
経済産業省商務情報政策局商取引監督課

平成 29 年度前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会、友の会）及び許可割賦販売業者に対する検査基本方針及び検査基本計画

## 第 1 検査基本方針

### 1. 基本的考え方

経済産業省は、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下「割販法」という。）に基づき、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的として、前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会、友の会）及び許可割賦販売業者（以下「前払式特定取引業者等」という。）に対する監督を適正に実施することが求められている。

このため、経済産業省においては、割販法に基づく立入検査（以下「検査」という。）を実施し、前払式特定取引業者等の財務の状況及び業務の運営を的確に把握することとしている。

具体的には、経済産業省は、自らが保有する限られた検査資源を最大限に活用し、効果的かつ効率的な検査を実施する観点から、事業規模や業務実態等に応じた検査対象先の選定、重点検証分野の設定等によるメリハリのある検査に努めることとする。

また、各検査職員においても、自らの使命を果たすよう、これまで以上に常日頃から切磋琢磨し、創意工夫をもって真摯に職務に取り組むこととする。

以上を踏まえ、平成 29 年度における検査については、以下のような検査の目的及び検査において留意すべき点を念頭に置きつつ、検査を実施することとする。

#### 【検査の目的】

検査は、割販法の目的を達成するため、前払式特定取引業者等における財務の状況及び業務の運営について検証することを目的とする。

#### 【検査において留意すべき点】

- ① 検査がいわゆる一方通行に陥らないよう、検査側と被検査側との対話を重視するよう努める。
- ② 検査においては、検査対象先の規模、財務の状況及び業務の運営を十分考慮し、

機械的かつ画一的な判断にならないよう努める。

- ③ 法令等違反行為の検証を行うとともに、幅広い知見に立って重大な問題を捉えるように努める。
- ④ 内部管理体制の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努める。
- ⑤ 監督部署等と十分な連携を図るよう努める。
- ⑥ 機動的な対応ができるよう常に前払式特定取引等の動向に幅広い関心を持つよう努める。

## 2. 検査実施方針

### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組

#### ① 検査対象先の選定

検査対象先の選定に当たっては、財務要件（純資産比率、経常収支比率等）に懸念がある者、消費者苦情の発生状況等からみて業務の遂行方法に懸念がある者、前回検査から長期間経過している者、前回検査に関して改善報告書を提出した事業者のうち改善内容の確認が必要な者であるか等を考慮の上、前払式特定取引業者等の財務の状況及び業務の運営を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

#### ② 検査の種類

##### イ 一般検査

検査対象先における財務の状況及び業務の運営の適切性について、総合的かつ定期的に検証する。ただし、具体的に問題が発生している場合は、特定分野及び事項を重点的に検証する。

##### ロ 特別検査

前受金残高が急激に変化している等財務の状況に異常が認められる場合、あるいは消費者苦情の多発が認められる場合等の状況に応じて、財務の状況及び業務の運営について検査対象先の実態を機動的に検証する。

#### ③ 検査の方式

検査は、検査対象先の主たる営業所を始めとした営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する方法により行う。

#### ④ 現物検査の実施

検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために必要があると判断した場合は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に検査官が直接赴き、帳簿、書類及びその他業務に関係する物件を適宜抽出・収集・閲覧するものとする。

#### ⑤ 検査通告

##### イ 一般検査

原則として検査開始前に検査対象先に通告を行う。

ロ 特別検査

原則として無通告で検査を実施する。

⑥ 講評の実施

検査終了後、検査対象先の役員に対し、原則、主任検査官が口頭で伝達する方法で講評を行う。

⑦ 立入検査結果通知書の交付

検査対象先の代表者に対し、正式な検査の結果について、立入検査結果通知書を交付する。

(2) 重点検証分野

① 財務の健全性

前払式特定取引業者等について、その財務の健全性を検証するために、割販法及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号。（以下「割販法施行規則」という。））に規定する財務要件（純資産比率、経常収支比率等）について重点的に検証するとともに、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行等に従って経理処理が適切に実施されているかについて重点的に検証する。なお、前払式特定取引業者等においては当該事業の運営・施行実態に鑑み、人的・資本的に密接に関連し、一体として運営されている関係会社（互助会については施行会社や関係会社、友の会については取次先）がある場合には、当該関係会社を一体として捉えた連結決算ベースでの検証も実施する。

② 予約前受金の適正な管理・保全

前払式特定取引業者等が会員から受領した予約前受金について、割販法及び割販法施行規則に従い適正に管理・保全されているかについて重点的に検証する。

③ 会員の管理

会員情報が帳簿により適切に管理されているか、また当該帳簿に割販法及び割販法施行規則に定める事項が記載されているかについて重点的に検証する。

④ 契約約款の内容、義務の履行

前払式特定取引業者等に係る契約約款について割販法及び割販法施行規則に定める事項が記載されているとともに、当該契約約款に定める商品の引渡し又は役務の提供及び会員からの解約申出に対する対応等が適切に履行されているかについて重点的に検証する。

第2 検査基本計画

1. 基本的考え方

検査基本計画については、前払式特定取引業者等の財務の状況及び業務の運営を勘

案し策定するとともに、各種の情報を分析し、監督部署との連携の下で検査実施の優先度を判断することとする。

なお、個別事業者に関する要因により、例外的な対応を行うことがあり得る。

## 2. 検査基本計画

前払式特定取引業者等 90社程度実施

(注) 上記検査基本計画は事情変更等により、年度途中であっても見直し・変更することがある。

都道府県が単独で実施する検査は含めていない。